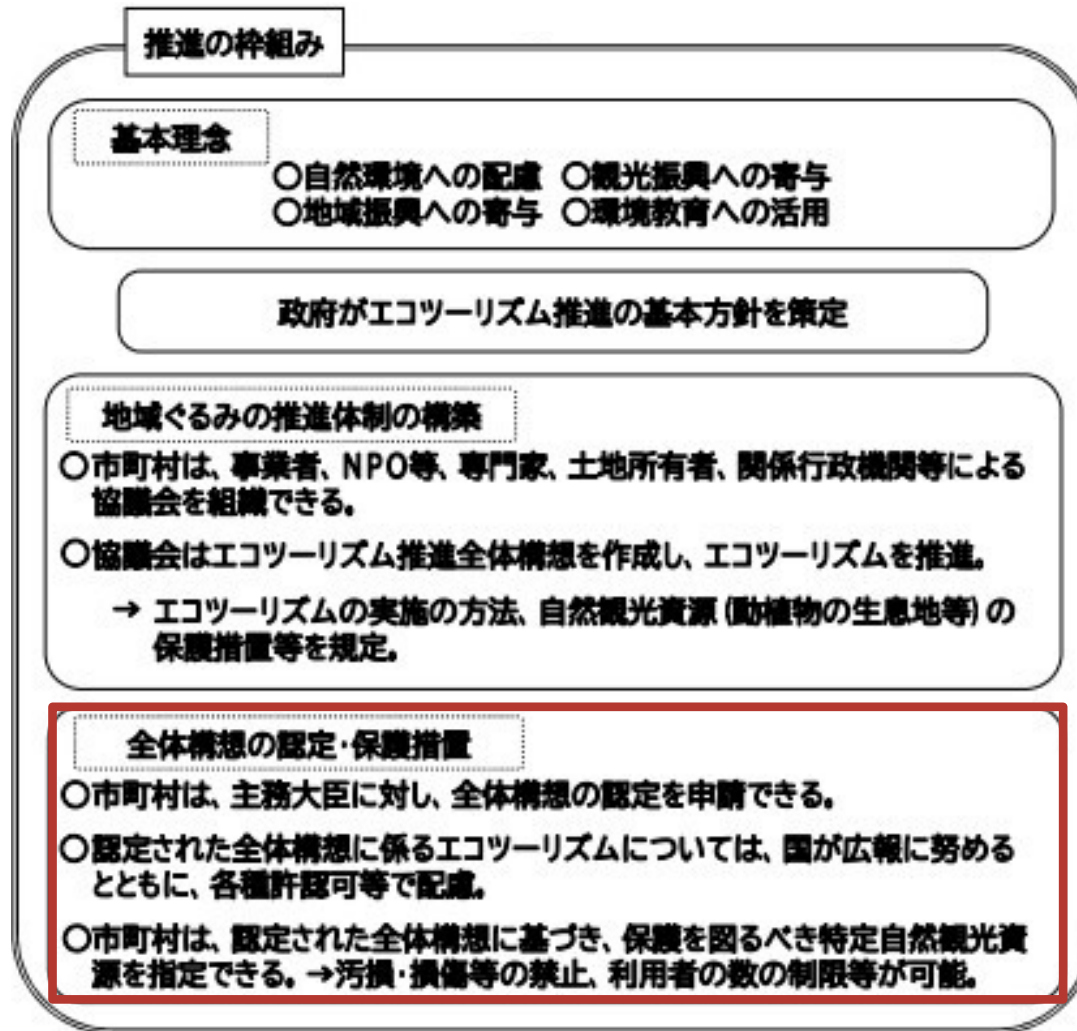


事例

エコツーリズム推進法

- 平成20年4月1日に施行された制度。地域の自然環境の保全に配慮しつつ、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図る法律となる。



- 地域主体となったエコツーリズム推進協議会の体制構築が必要となる。
- その協議会は、エコツーリズム推進全体構想を作成し推進する。
- エコツーリズムの実施方法、自然観光資源（動植物の生息地等）の保護措置等を規定。
- 全体構想が主務大臣に認定された際に、全体構想に基づき特定自然観光資源を指定することが可能となる。
- 30万円以下の罰則規定も条文に明記されている。

出典）環境省 エコツーリズム推進法の枠組みより

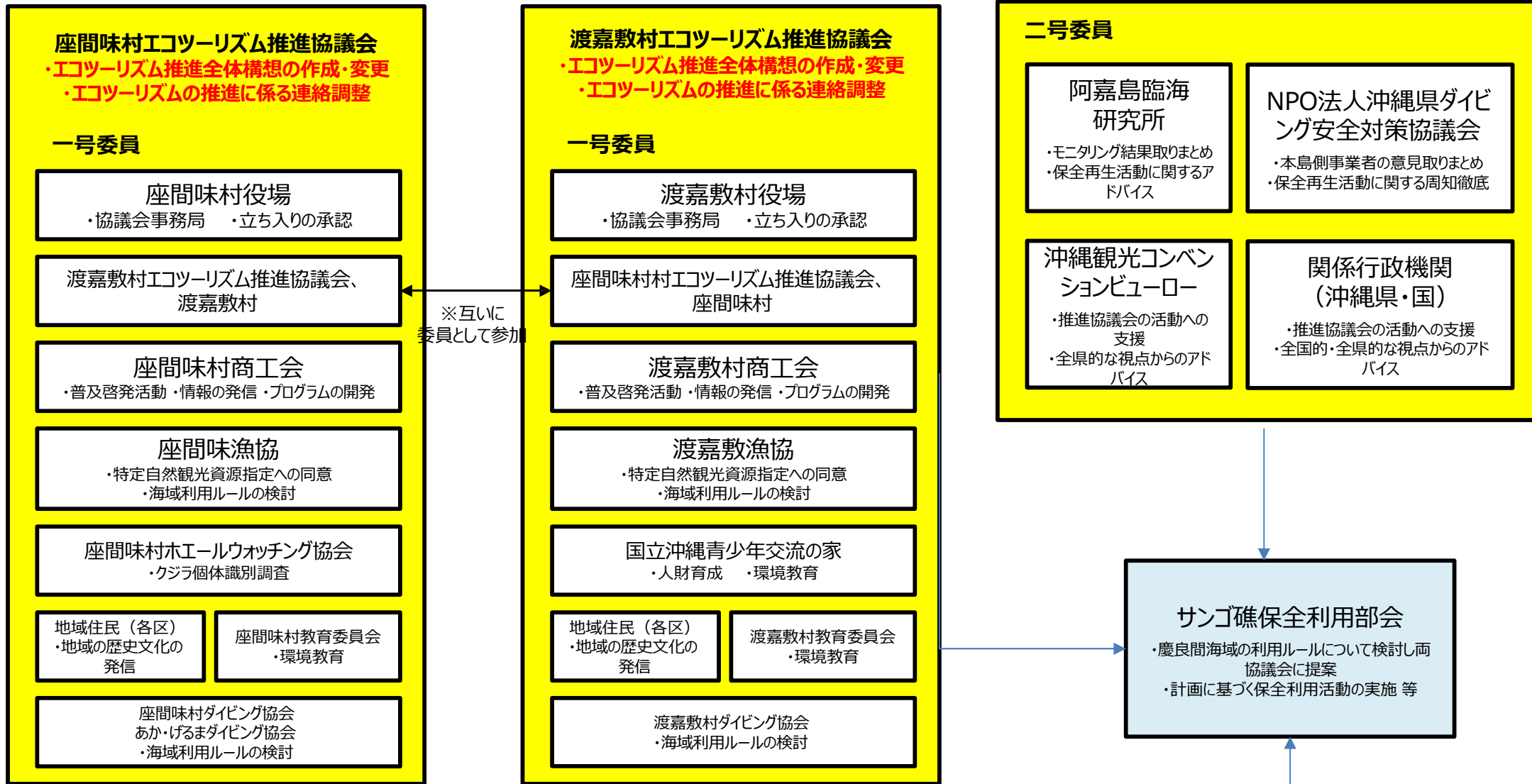
エコツーリズム推進法：慶良間地域

- ・ 以下は慶良間諸島で策定されたエコツーリズム推進全体構想の内容となる。（一部抜粋）

項目	内容
全体構想の目的	自然環境の保全や再生、自然環境の適正な利用を行うとともに、地域の生活や経済を維持し発展させるものと位置づけする。また、楽しい環境学習の機会提供により、地域の自然環境のことを考え行動する人材の育成にも貢献する。
エコツーリズムを推進する地域	渡嘉敷村と座間味村は生活文化が共通しているほか、両村ともスキューバダイビング等の海域を利用した観光が主要産業であり、慶良間地域の海域を共有している。
主たる自然観光資源	●「慶良間のサンゴ礁」などの動植物の生息地・生育地 ●「阿波連ビーチ」「阿真ビーチ」等
ルール	慶良間地域エコツーリズムガイドラインを策定し、訪問客、住民、事業者向けにそれぞれのルールを設定
特定自然観光資源の指定	●サンゴ群集はダイビング等による利用が過剰になると損なわれる恐れがある自然観光資源であるため、サンゴ群集の分布域を特定自然観光資源として渡嘉敷村長及び座間味村長が指定する。 ●サンゴ群集の分布域である推進30m以浅の海域が対象となる。
立入の適正化による利用調整	特定自然観光資源に指定するサンゴ群集等を保全するために、立入人数の適正化を図り、過剰利用を防ぐ事故や災害等の非常時に必要な応急措置を行うために立ち入る場合や、漁業を営むための立入り等については対象外とする。
立入り承認基準	渡嘉敷村長、座間味村長は、特定自然観光資源が適切に保存されるように、立入り承認をする際の基準を設ける。

出典）慶良間地域エコツーリズム推進全体構想より一部抜粋

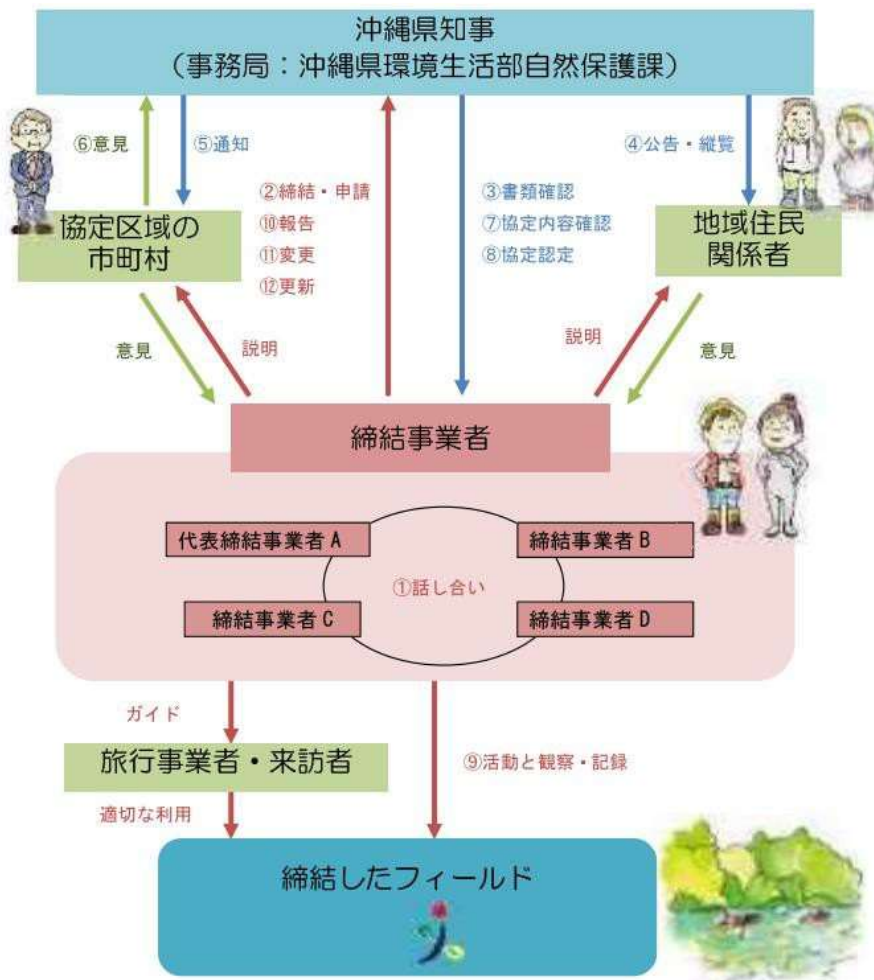
エコツーリズム推進法：慶良間地域



出典）慶良間地域エコツーリズム推進全体構想より

■ 保全利用協定制度

- 沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が実施・運営する制度。主にエコツアーが行われる場所の適切な保全と利用を行うため、エコツアー事業者間で3つの要素を軸に自主的にルールを策定・締結するものとなる。



【3つの要素】

1. 自然環境への配慮

動植物の採取・餌付けの禁止、定期的なモニタリング

2. 安全管理への配慮

ツアーの人数制限、保険加入

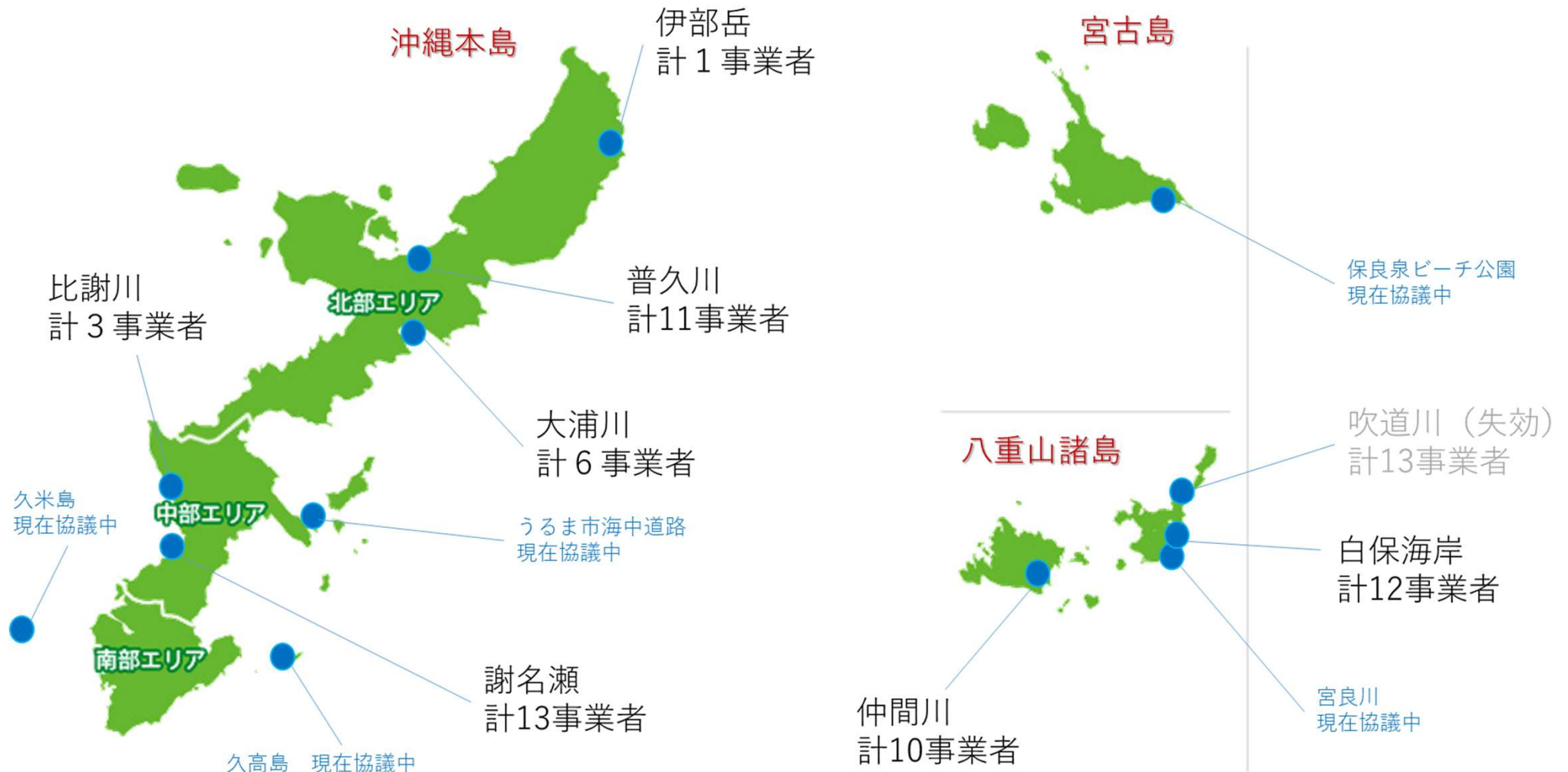
3. 地域への配慮

地域行事への参加、交通/駐車マナー、写真撮影マナー

出典) 沖縄県環境部 保全利用協定の手引きより

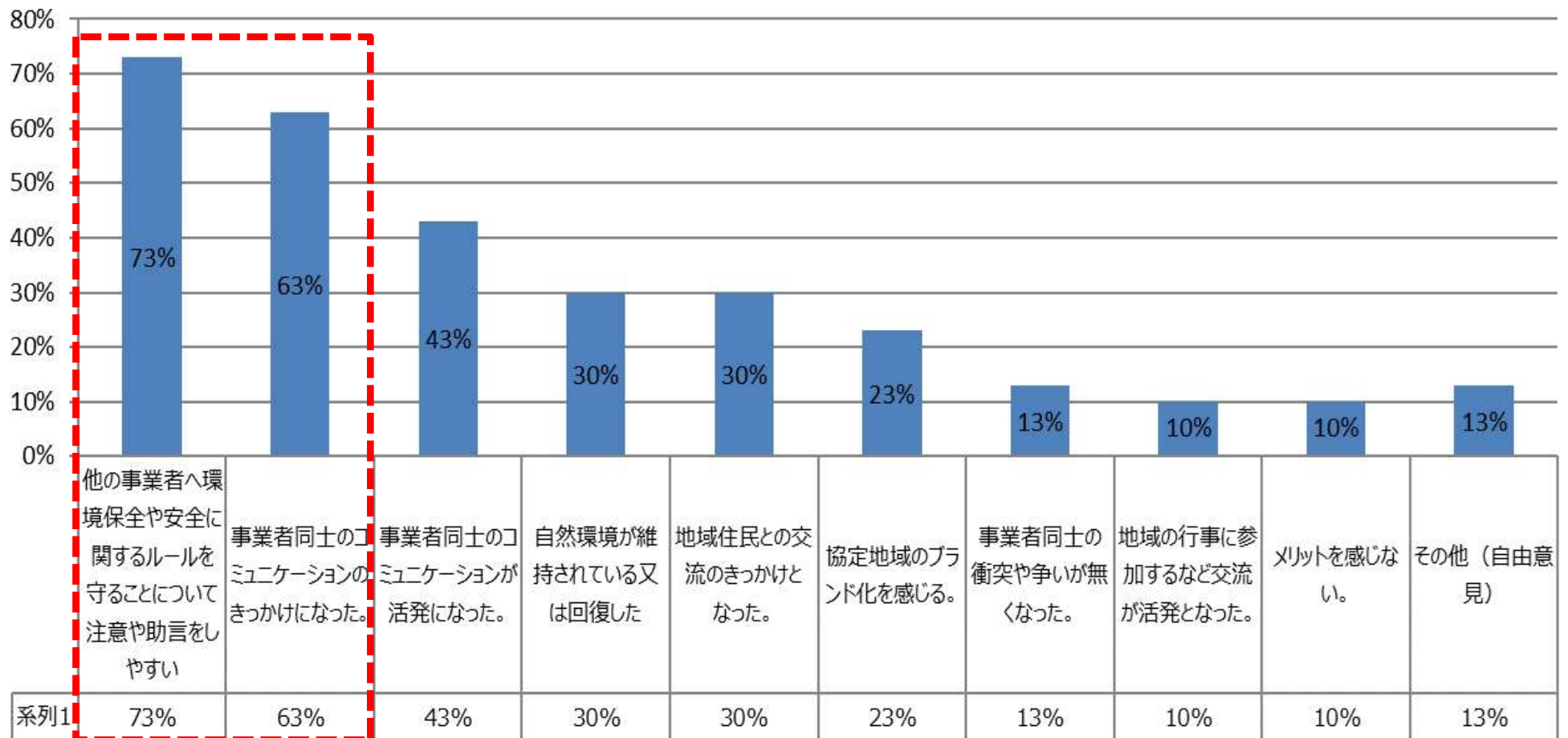
■保全利用協定制度

- ・ 現在の締結地域と事業者は以下の通り。
- ・ 7地域56事業者が自主ルール策定及び管理運用を行っている。



■保全利用協定制度

- ・ 県知事が認定したルールであるため、他事業者への注意喚起や助言をしやすいことがメリットとして挙げられる。
- ・ また、事業者間の関係性構築にもつながったとの意見が多い。
- ・ 紳士協定の側面が強い制度となる。



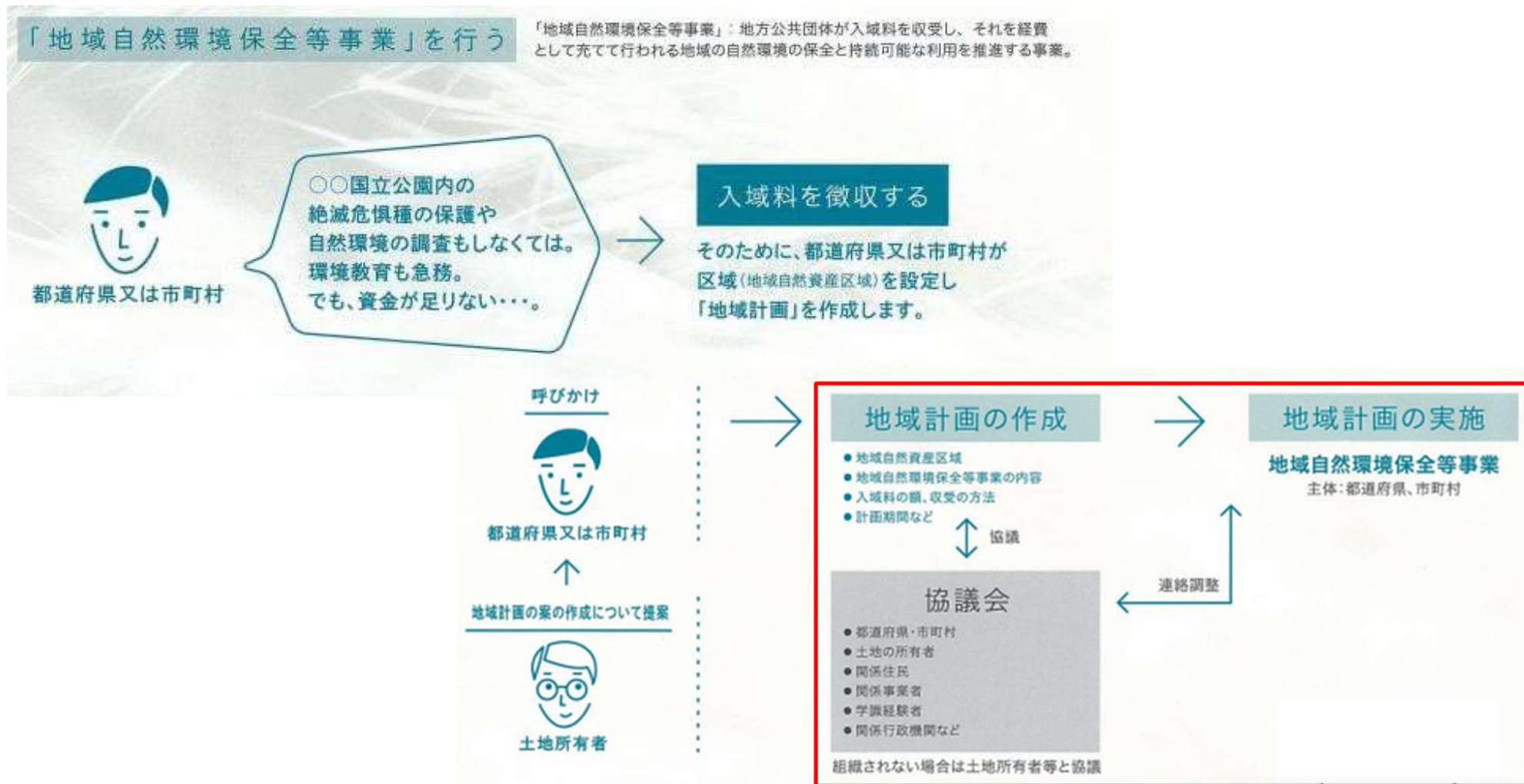
■保全利用協定制度：白保地域の事例

協定区域	西表石垣国立公園白保海域公園及びその周辺陸上部
活動内容	シュノーケリング、カヤック、干潮時の自然観察、伝統漁業体験、海岸及び集落散策
認定日	県知事認定6号（認定日：平成27年8月26日）
締結事業者	特定非営利活動法人夏花
締結事業者数	計12事業者
主な内容	[自然環境への配慮] ・フィンキックの際に誤ってサンゴを破損しないように指導する ・海カメの産卵情報を収集し影響がある場所への自動車の乗入れの禁止 ・船が4艇以上、遊泳者が50人程度の観光客が入っている場合は、別のポイントに移るなど、ポイントに観光客が集中しないようにする ・海域での赤土堆積量調査、サンゴの健康状況調査を実施 [安全管理] ・ガイドと参加者は、適正な人数比で行なうこととする。シュノーケルでは、ガイド1人につき参加者10人を目安とし、カヤックでは、ガイド1人につき参加者4人とする。集落散策や浜歩きなどは、ガイド1人につき参加者20人を目安とする。 [地域への配慮] ・白保の小学校、中学校の自然体験や環境学習に積極的に協力し、白保サンゴ礁とサンゴ礁文化の保全、継承を図る ・漁業操業への迷惑にならないよう、漁業に配慮した海面利用

出典) 沖縄エコツーリズム推進協議会 HPより

■ 地域自然資産法

- 国立公園や名勝地等の地域自然環境を保護を行うために協議会の設立や地域計画の策定を行う。その際、地域自然資産区域に指定された区域内に入る者から収受し、当該計画の財源として取り扱う方法。



出典) 地域自然資産法のあらましより

■地域自然資産法：他地域の事例

富士山の事例

- 山梨県と静岡県は、2014年から富士山の登山者を対象に「富士山保全協力金」として一人当たり1,000円の協力をお願いしている。
- そこで得た協力金は、トイレの拡充や安全誘導員の配置などの登山者の安全対策に充てられている。

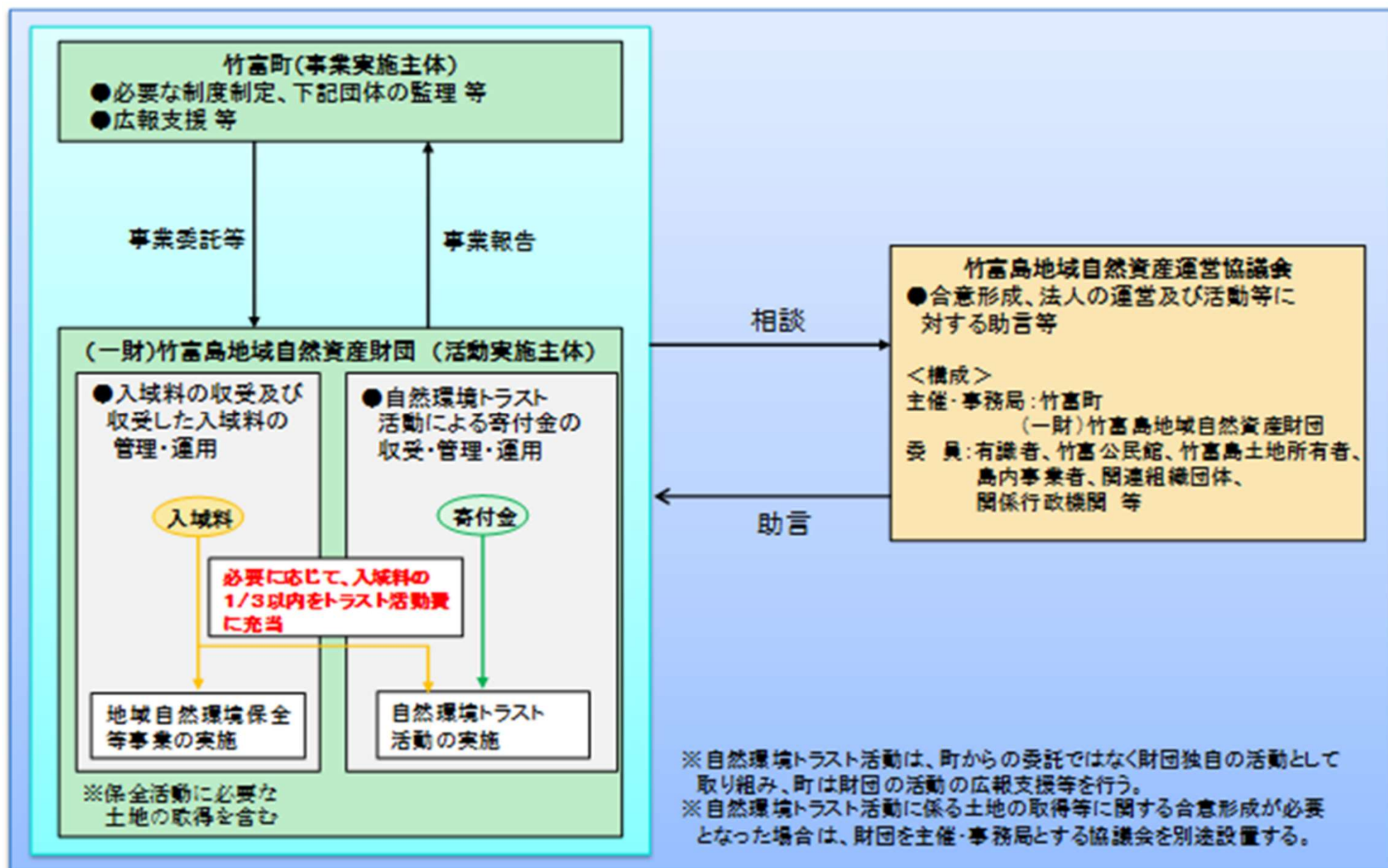


竹富町の事例

- 竹富町は2019年から環境保全を目的として、竹富島を訪問する方を対象に一人当たり300円の「入域料（入島料）」を徴収している。
- 集められた資金が環境維持のほか、自然を損なう恐れがある開発用地の購入に充てられる。



制度導入の検討について（地域自然資産法：竹富町の事例）



出典) 竹富町HPより

■地域自然資産法：竹富町地域

- 以下は竹富町で計画されている事業実施体制及び内容となる。（一部抜粋）

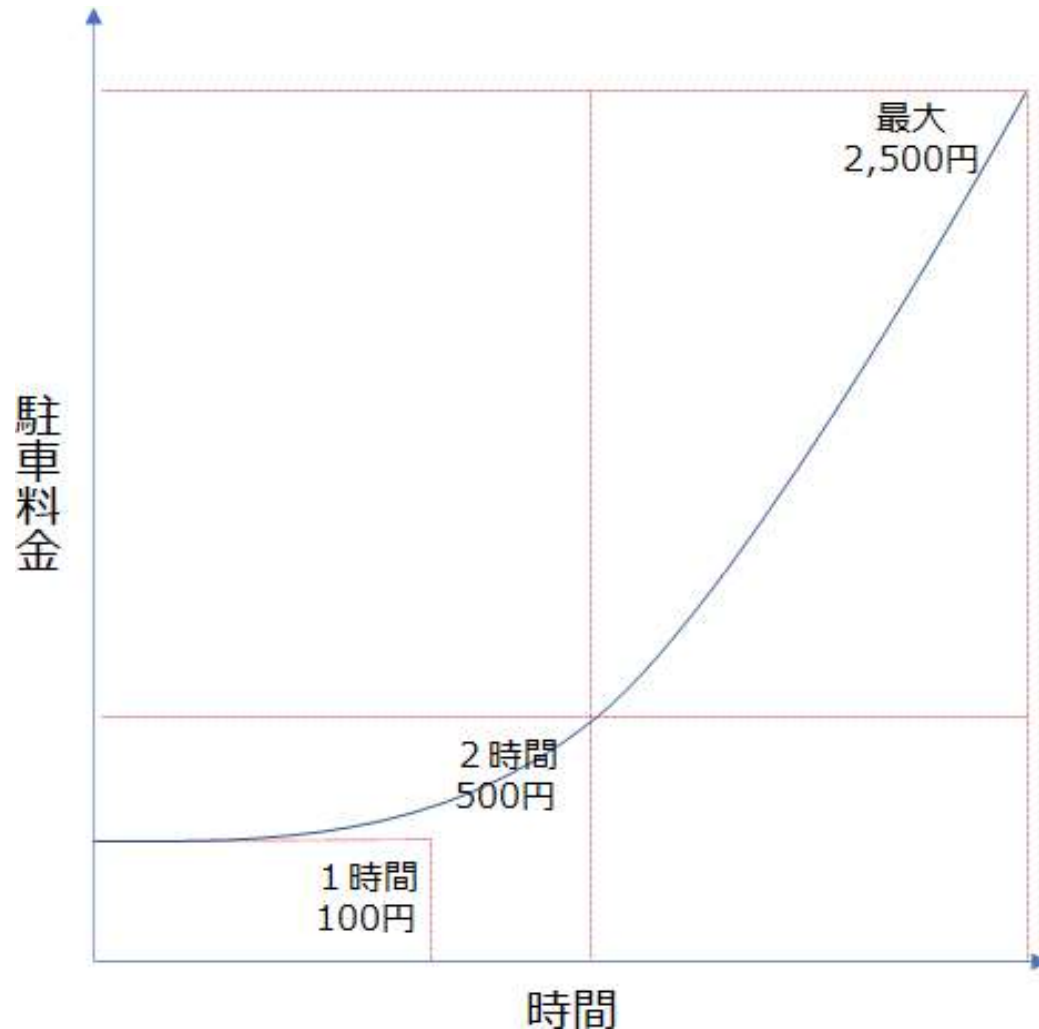
項目	内容	実施者
実施目的	1. 亜熱帯の自然と島民の暮らしが育んだ生態系と農村集落景観を保持・再生すること。 2. 目的 1 を達成するための調査研究、技術の継承、人材育成を推進するとともに必要な協力体制と財源を確保すること。	—
実施主体	実施主体は、竹富町とし、自然環境保全などに係る活動及び入域料の収受は、竹富町から委託などを受ける（一財）竹富町地域自然資産財団が担う。	—
景観維持・美化	● 海岸、砂浜、白砂道等の水辺の開放と適正な管理に取り組む。 ● 島の自然素材の伝統家屋等の活用 ● 石積み、白砂道等の補修・管理	島民、島外協力者、観光客、協力事業者等
海域再利用	● サンゴ植付・管理 ● 魚垣（ながき）の再生	島民、島外協力者、観光客等
自主利用ルール制定及び実施	● 上記各種事業に係る自主ルールの制定と実施	島民
海域・海岸生態系の調査研究	● 海域 水質、利用料（遊漁、ダイビング利用者数等）と、海藻、サンゴ被度、魚介類の生息状況の関連性等 ● 海岸 海岸地形、海浜粒度組成、利用（入域観光客数等）と植生及び一時から高次消費者の生息状況、及びそれらの関連性等	島民、島外協力専門機関

出典）慶良間地域エコツーリズム推進全体構想より一部抜粋

制度導入の検討について

（恩納村真栄田岬周辺活性化施設の設置及び管理に関する条例）

- 露店営業や駐車場の占有などの課題を改善するため、駐車場料金の恣意的な賃上げや村の条例改定（罰則規定等）に関する検討が求められる。



- 一般利用者や事業者の現地集合及び現地解散を抑制することで、真栄田岬周辺の交通渋滞（駐車待ち）の緩和ができないか。
- それにより陸域からのエントリーが減ればサンゴ踏圧の頻度押さえられる。
- また、漁港（海）からのエントリーを増やすことで、夏場は閑散期を迎える漁業従事者は送り船により収入を確保。

■海外事例：ハワイ_ハナウマベイ

【海外事例 エリアマネジメント：ハナウマ湾（ハワイ）の事例】

ハナウマ湾における観光地マネジメントの事例

- ハナウマ湾の概要は以下の通り。
- オアフ島南東部に位置するハワイでも人気スポットであり、スノーケルと海水浴が主な利用形態となる。
- ハワイ州政府、ホノルル市、ハワイ大学が連携して管理を行っており、定期的な水質調査の実施や自然保護プログラムなどの策定も行っている。
- 1967年に海洋保護区に設定されたが、80年代頃をピークに過剰利用の状態となり、生態系へのダメージや利用体験の質の低下が懸念され始めた。
- 1990年にハナウマ湾マネジメントプランを策定し、適正利用の取り組みを開始。
 - 駐車場（300台）による総利用者数の規制
 - 週1回の休湾日を火曜日に設定
 - 入湾料として、一人当たり\$7.50を徴収。ただし、12歳以下の子どもと州の住民は免除
 - 餌付けの禁止、禁煙および禁酒
 - ビデオプログラムによる事前学習（湾の生態系および利用ルール）
 - 地元ボランティアガイドによるガイドの実施

出典：海外先進地視察等委託事業 実施報告書より（座間味村）

■海外事例: ハワイ_ハナウマベイ

●ハナウマ湾の許可制度

【許可制度創設の背景】

- 王族の保養場所として使用されていた場所であることから、歴史的価値、自然環境、景観などが観光客を呼び込むこととなる。
- 観光客が増えたことや、地元民の釣り等の乱獲がおきるなど、無秩序な利用が起きていた。
- それらの現状を鑑み、1967年から自然破壊を抑制するために州政府、ホノルル市、ハワイ大学と連携し規制が始まる。
- ただ、スキューバダイビング事業者との取組連携はなく、ホノルル市公園レクリエーション課へ営業許可を申請し、許可を受けた事業者が利用できる。

【許可制度の概要】

- 許認可制度で、一定の基準（保険、インストラクターの指導レベル、納税証明）を満たした事業者のみ商業利用が可能。
- ツアーオペレーターに対する年間許可件数は6社で毎年抽選で決定される。そのほか、月間の許認可が5社、日ごとの許認可（数社）が設けられている。
- 許可を受けた事業者は1日に複数回のツアーが実施できる。
- この許可制度は、商業目的のダイビング事業者である。傾向として、老舗の事業者の方が認可の優先度が高く、新規参入の事業者にはハードルが高く設定されている。
- 許認可に係る費用は1年で900ドル（1か月75ドル）、4日間で40ドルをホノルル市公園レクリエーション課に支払う。

出典：海外先進地視察等委託事業 実施報告書より（座間味村）

■海外事例：ハワイ_ハナウマベイ

●ハナウマ湾のマネジメントに関する内容は以下の通り。

【自然保護区（ビジターセンター）の運営】

- 収入は入場料、売店の販売収入、トラムの乗車料、駐車料金となる。
- ホノルル市や政府からの予算は充当されておらず、上記の収入で運営を賄っている。
- 自然保護区への入域については、窓口にてチェックインを行うこととなり、人数の確認と許可証の確認を行う。新型コロナウイルス感染拡大前の1日の利用者数は2,500名～3,000名ほどとなる。
- ビジターセンターでは、ハナウマ湾の歴史や環境保全、安全管理について紹介したブリーフィングビデオを試聴する導線となっている。

【その他特記事項】

- ハナウマ湾において、最も事故が多いのはスノーケルである（年間5件ほど）。そのためライフガードが8名常駐しているものの、ピーク時には人員が不足している状況が続いていた。

【取組効果】

- 人数管理や休湾日を設けたことで、海域の自然環境保護がうまく進んでいる。
- また、営業許可制度の導入により、事業者の乱立を抑制することができている。また、申請をするにあたり、一定の基準を満たしていることや老舗事業者が守られる構図となっていることから、価格競争が生じにくい環境がある。
- ブリーフィングビデオの視聴は、一般利用者に対するリスペクトを醸成する機会となっており、環境配慮および安全管理の意識醸成に繋がっている。

出典：海外先進地視察等委託事業 実施報告書より（座間味村）

■海外事例：ハワイ_ハナウマベイ



出典：海外先進地視察等委託事業 実施報告書より（座間味村）

■海外事例：ハワイ_ハナウマベイ



出典：海外先進地視察等委託事業 実施報告書より（座間味村）

■海外事例: ハワイ_ハナウマベイ



出典：海外先進地視察等委託事業 実施報告書より（座間味村）

■海外事例：ハワイ_ハナウマベイ



出典：海外先進地視察等委託事業 実施報告書より（座間味村）